

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にY所在のA会社（以下「会社」という。）に雇用され、同社が施工する工事の施工管理に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、会社が元請事業場として施工する「B設備工事」の現場において、溶接作業中の安全帯未使用の作業員に対して、安全帯使用の注意をした際に溶接の火の粉が左頭部に飛んできたのでこれを振り払った（以下「本件災害」という。）。この時、左耳が熱かったが、外傷がなかったため、左耳不具合の発生が判らなかったが、平成〇年〇月〇日から3日連続で毎朝耳鳴りがするため、同月〇日にC耳鼻咽喉科に受診したところ「左耳鳴症、左慢性中耳炎、両混合性難聴」（以下「本件疾病」という。）と診断され療養を開始した。

請求人は、本件疾病は業務上の負傷により発症したものであるとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日にC耳鼻咽喉科に受診したところ本件疾病と診断され、本件疾病が本件災害により熱傷を負ったためであると主張していると思われるので、以下、検討する。

(2) 一般的に、外傷により鼓膜穿孔が生じた場合、直後から疼痛、場合によっては外耳出血を生じ、さらにめまい、聴力低下が傷害を受けた耳に生じると考えられる。その後、鼓膜穿孔が持続すれば、慢性中耳炎を併発し、耳漏症状が続発する。ところが、請求人においては、疼痛、外耳出血といった症状は火の粉を浴びたとされた後、全く認められず、D医師の意見書においても「外耳外傷なし」とされている。仮に請求人が主張するように火の粉が左耳に入っただとすれば、外耳に外傷（熱傷）がなく鼓膜のみが穿孔を起こすことは考えにくい。

請求人には中等度の糖尿病があることから、疼痛に対する閾値が低下していて疼痛を自覚しなかった可能性はあるものの、請求人は火の粉が飛んできた際に「左耳に何かが飛んできて熱かった」と熱感を明確に自覚しており、糖尿病性神経症のために疼痛を自覚しなかったとは考えにくい。したがって、業務中に熱傷による鼓膜穿孔を生じた可能性は考えにくい。

請求人は、耳鳴り及び聴力低下の症状を火の粉を浴びてから約3か月後に初めて訴えている。しかしながら、本件疾病は、耳鳴りについては左耳のみであるものの、難聴については、両混合性難聴である。仮に、請求人が主張するよ

うに、左耳に火の粉が入ったことが難聴の原因であるとすれば、右耳の難聴の原因を説明できない。D医師の意見書において、左右の耳の難聴の原因が異なるとの所見もないことを考慮すると、請求人にみられる難聴の原因は、請求人の主張する火の粉を浴びたことによるものではないと考えるのが妥当である。

請求人に対して、健康診断等で平成〇年から平成〇年の間に計7回、聴力検査が実施されている。それらを見ると、火の粉を浴びたとされる平成〇年〇月〇日前の平成〇年〇月〇日の健康診断においては、左耳の測定値が4000Hzで30dBであったが、平成〇年〇月〇日の測定値は40dBと聴力が低下している。また、火の粉を浴びなかった右耳の上の各日の測定結果についても、同様に30dBから40dBに悪化していることから、この聴力悪化が左耳に火の粉を浴びたことが原因とすることは考えにくい。

(3) したがって、平成〇年〇月〇日頃に発症した本件疾病と本件災害との間には相当因果関係は認められない。

3 以上のおりであるので、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。